茨城県スポーツリーダーバンク設置要綱

（ 設　置 ）

第１条　県民のスポーツ・レクリエーション活動の普及，発展を図るため，有能なスポーツ活動指導者（以下「指導者」という。）の登録を行い「地域や職場のスポーツ団体，学校」等の要請に応じて適切な指導者を紹介できるよう茨城県に，茨城県スポーツリーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）を設置する。

（ 業　務 ）

第２条　リーダーバンクの業務は，次のとおりとする。

(1)　指導者の登録と紹介に関すること。

(2)　指導者に関する情報の提供に関すること。

(3)　スポーツ・レクリエーション関係団体との連絡提携に関すること。

(4)　その他リーダーバンクの目的達成に必要と認められること。

（ 庶　務 ）

第３条　リーダーバンクの庶務は，茨城県政策企画部スポーツ推進課において処理する。

（ 雑　則 ）

第４条　この要綱に定めるもののほか，リーダーバンクの業務に関し必要な事項は別に定める。

付　　則

この要綱は，昭和５９年１０月　１日から実施する。

付　　則

この要綱は，平成１１年１２月１３日から実施する。

付　　則

この要綱は，平成１７年　４月　１日から実施する。

付　　則

この要綱は，平成２７年　４月　１日から実施する。

付　　則

この要綱は，令和　２年　４月　１日から実施する。

付　　則

この要綱は、令和　７年　４月　１日から実施する。